



校外ニュース No. 2

日頃よりPTA活動にご理解とご協力ありがとうございます。
子どもたちの安全を守る為の情報や校外委員会で報告された内容などを、直接PTA会員の皆様にお届けしています。お子さまとお読みいただき、防犯や交通安全について考えていくきっかけにいただければと思います。

令和7年度 危険箇所の合同点検（6月16日実施）後の結果報告

令和7年度 通学路における点検箇所及び対応の方向性についてご報告いたします。
危険理由、要望は校外ニュースNo.1をご参照ください。

- ① 南町4-17付近
- ・車両に対する注意喚起の看板を設置した。
 - ・「止まれ」の再溶着を田無警察に依頼する。

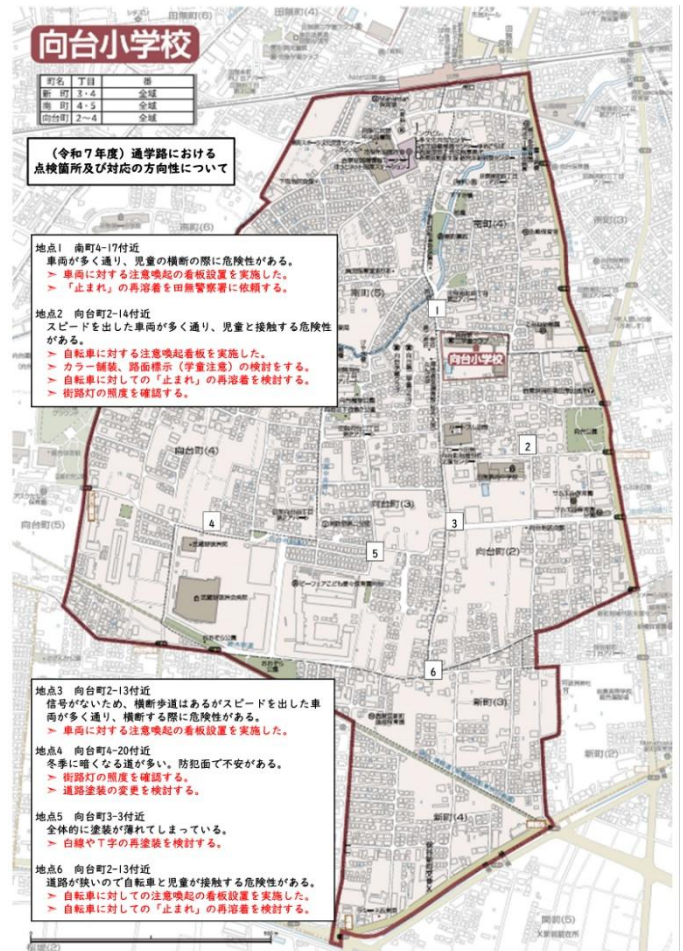
- ② 向台町2-14付近
- ・自転車に対する注意喚起看板を設置した。
 - ・カラー塗装、路上注意（学童注意）、自転車に対して「止まれ」の再溶着を検討する。
 - ・街路灯の照度を確認する

- ③ 向台町2-13付近
- ・車両に対する注意喚起の看板を設置した。

- ④ 向台町4-20付近
- ・街路灯の照度を確認する
 - ・道路塗装の変更をお願いする。

- ⑤ 向台町3-3付近
- ・白線やT字の再溶着を検討する。

- ⑥ 向台町2-13付近
- ・自転車に対する注意喚起看板を設置した。
 - ・自転車に対して「止まれ」の再溶着を検討する。



自転車に乗るときはルールを守りましょう

自転車を利用する際に交通ルールを守れていますか？
基本ルールである自転車安全利用五則を守り、安全運転を心がけましょう。

<自転車安全運転利用五則>

1. 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。
自転車は車道の左側を通ることが決まっていますが子供（13歳未満）、70歳以上の
人、身体の不自由な人は歩道を通ることができます。
2. 交差点では信号と一時停止を守って安全確認。
自転車の二人乗り、並んで走ることも禁止されています。
3. 夜間はライトを点灯。
4. 飲酒運転は禁止。
5. ヘルメットを着用。
運転する大人の方は自分がヘルメットをかぶることに努めましょう。
子供を自転車に同乗させるときや子供が自転車を運転するときは、子供に乗車用
ヘルメットをかぶらせましょう。

自転車は軽車両に分類され、車両の仲間です。
また東京都では自転車利用者の対人賠償保険等への加入が義務となっています。
今一度交通ルールを確認し、加害者にも被害者にもならないように注意して走行しま
しょう。

◇『西東京市安全・安心いーなメール』のご案内

西東京市危機管理課では、市内の防災・防犯に関する情報をメールでお届けする
「緊急メール配信サービス」を行っております。
登録は無料です。登録方法については、右のQRコードをご参照ください。



◇文部科学省作成「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」のご案内

文部科学省が作成した、見守り活動のハンドブックです。
特に子どもの見守り活動を中心に展開されておりますが、いわゆる「防犯パトロール」
においても通じる、市民防犯の考え方や注意点が散りばめられております。
右のQRコードからダウンロード可能ですので、ぜひご一読ください。



秋の全国交通安全運動



秋の全国交通安全運動期間中（9月21日－9月30日）の旗出し、
見守りにご協力いただきありがとうございました。

日頃より、子供たちの安全のためにご協力いただきありがとうございます。
今後とも引き続きよろしくお願いたします。